

## 後期高齢者医療費のお知らせ

### 被保険者証の更新

現在お使いの被保険者証の有効期限は7月31日(土)です。

8月から使用する保険証は7月下旬に郵送されますので、現在お使いの保険証は8月1日以降、市民課に返却してください。

### 自己負担割合

住民税課税所得が145万円以上の方は「現役並み所得者(3割負担)」と判定されますが、被保険者の収入合計が基準に該当する場合は「一般(1割負担)」となります。

該当する可能性がある方には、市から基準収入額適用申請書をお送りします。忘れずに申請してください。申請した翌月から適用となります。

### 1割負担になる基準

- ・同一世帯の被保険者が1人で、383万円未満
- ・同一世帯の被保険者が2人以上で、520万円未満
- ・同一世帯の被保険者が1人で383万円以上であっても、世帯内に70歳以上74歳以下の方がいる場合、その方の収入も含めて520万円未満

### 限度額適用認定証の交付

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額(自己負担限度額)にとどまります。  
※限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、入院時の食事代も減額になります。

該当する方は市民課で申請してください。

#### 限度額適用認定証

##### ■対象者

所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方

限度額適用・標準負担額減額認定証

■対象者 世帯全員が住民税非課税で、所得区分が低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方

※なお、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、過去に認定証の交付を受けたことがある方には、7月下旬に送付する保険証に認定証を同封します。

##### ■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

## 国民健康保険 被保険者証の更新

国民健康保険の被保険者証と被保険者証兼高齢受給者証は8月1日に更新となります。

7月下旬に新しい被保険者証を世帯主の方に送付します。

現在お使いの被保険者証は、8月1日以降、市民課へ返却するか、破棄してください。

### 臓器提供意思表示

被保険者証の裏面に臓器提供の意思表示欄を設けています。記入は任意ですが、記入の有無に関わらず個人情報保護シールを貼ってください。

### 被保険者証の窓口交付

新しい被保険者証を送付する7月下旬に長期不在になる場合、事前にお申し込みをいただければ、郵送ではなく直接、市民課の窓口で交付することができます。

※世帯全員分での対応です。個人分のみでの交付はできません。

■申込期限 7月9日(金)

■交付期間 7月21日(水)～

■必要なもの 本人確認書類(免許証など)、印鑑

■申し込み・問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金



新型コロナウイルス感染症による収入減少等に対する支援として、社会福祉協議会では総合支援資金の貸付を実施しています。しかし、貸付限度額に達するなど、引き続き貸付が利用できない世帯があることから、市では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給し、合わせて就労による自立に向けた支援を行います。

支給要件がありますので、事前にお問い合わせください。

■対象者 次のいずれかに該当する方

- ・総合支援資金の再貸付が終了した方
- ・総合支援資金の再貸付を受けることができなかった方

■申請期間 7月1日(木)～8月31日(火)

■支給期間 3か月

■支給額 (1か月あたり)

単身世帯 6万円 2人世帯 8万円

3人以上世帯 10万円

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32)8901



## 第3期地域福祉計画市民アンケート

「第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の策定にあたり、市民アンケート調査を実施します。

いただいたご意見を計画に反映し、誰もが住み慣れた地域で生活することができる地域共生社会の実現を目指します。

■対象者 市内在住の18歳以上の方

■回答期限 7月26日(月)

### 調査方法

7月8日(木)に、無作為に抽出した2,000名の方に調査票一式を郵送します。回答などご記入のうえ、同封の封筒に入れて投函してください。

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8899